

小川富也税理士事務所だより



などを盛り込むことで「従業員が客観的に会社を見られるようにした」という。

半導体業界は流動性の高い人材を多く抱えており、従業員の定着率をいかに向上させるかが課題となっている。冊子は正社員をはじめ派遣社員など全従業員に配布する。社員と企業との一体感を強めたい考えだ。

半導体製造のD社は社員向けに会社案内を発行した。装置の年間販売台数など外部には非公開としている情報などを集約、顧客を対象に行つたアンケートの結果などを盛り込んだ。従業員が自社の経営状況を理解し、帰属意識を高める効果を狙う。

同社では、これまでの取り組みのほか、顧客からの評価

営業目標超えたら報奨金

——超過額の10%支給

映像ソフトレンタルのG社は店長を対象に報奨金制度を設けた。月ごとの店舗段階での営業利益が当初予算を超えた場合、超過額の1割を支給

——部分的な活動に上つ

カイゼン成果、4割「満足せず」

——部分的な活動に不満

カイゼン活動で成果が上つ

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

ても満足していない人が4割に上ることが日経BP社の調査で分かった。カイゼン活動に対する製造業関係者の意識の高さが浮き彫りとなつていい。

「カイゼン活動を実施している」との回答は80・9%だった。このうち79・2%が「カイゼンの成果が出ている」と答えた。さらに、成果が出ている人のうち、その結果に「あまり満足していない」との回答は35・1%、「全く満足していない」が3・1%。合計では38・2%を占めた。

一方、「まあまあ満足している」との答えは54・6%だった。

不満の原因では「活動が部 分的にとどまっているから」が62・1%と最も多かった。

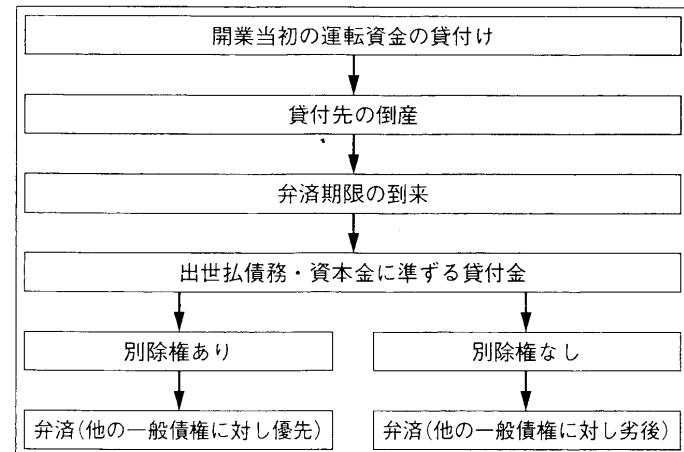
だつた。

連結最終損益

企業がグループ全体で得た最終的な損益を示す。決算短信では「当期純利益」の項目に記されている。本業の稼ぎである営業利益から支払い・受取利息のような毎年発生する営業外損益と、土地や売却などで一時的に発生する特別損益を加味して、税金などを差し引いたもの。

最近は営業、経常損益が黒字でも、リストラ費用や株式評価損などを特別損失に計上し、最終損益が赤字になる企業が多い。最終利益は株主への配当や、成長投資に備える内部留保を積み立てる原資になるため、株主にとっても重要な指標になる。





取引先との共同出資で事業を開始し、当社はその事業の開業当初の運転資金に充当する目的で、「経営が安定すれば返済する」との口頭での約束のもと、新会社に金銭貸付をすることになっています。もし、この事業が頓挫し、新会社が倒産に至った場合、当社としては貸付金を回収しなければなりませんが、他的一般債権に優先して弁済を受けられるのでしょうか――。今回はこのケースをもとに開業資金を貸し付けた企業の倒産への対応について考えてみます。

開業資金や開業当初の運転資金として使用する目的で貸し付けた金銭も確かに「貸付金」には相違ありませんが、弁済については資本金に準ずるものとして取り扱われることがあります。この場合は資本金に準ずる創業資金を貸付金の名目で拠出したりものとみなされ、他の負債を弁済でき、運転資金に窮しない状態にならなければ返済を請求できないと考えられます。また借り手が倒産して回復の見込みがない状況下での返還請求は信義則に反し、権利濫用とみなされることがあります。このように資本金に準ずる貸付金は倒産手続きにおいても、他的一般



開業資金として金銭を貸していた会社が倒産——資本金に準ずる貸付金

無担保債権と同一順位で平等配当を受けられる債権とするのは公平ではなく、それよりも劣後する債権であつて、信義則上、すべての負債を完済した後に株主に対して残余財産を分配する段階に至つて、株主に先立つて返済を受けられる債権にすぎないとみなされる場合があります。

清算手続中の弁済は、株主には優先するものの、一般的の債権者には劣後して弁済を受けざるを得ないこともあります。

もし、そのようなことになれば、倒産手続中の弁済は、株主には優先するものの、一般的の債権者には劣後して弁済を受けざるを得ないこともあります。

清算手續中の弁済は、株主には優先するものの、一般的の債権者には劣後して弁済を受けざるを得ないこともあります。

■貸付条件を明確にした金銭消

返済方法など貸付条件について後日紛争が生じないよう金銭消費貸借契約を締結し、契約内容を明らかにしておくことが一般的です。

今回のケースでは、開業当初の運転資金に充てる目的での貸し付けということですが、まず借り手側が出世払債務のように、経営が安定して利益を上げ、返済できるだけの財政状況が整うまでは返済しなくともよいと解釈されないよう、金銭消費貸借契約書に返済期限を明記しておくことが必要と考えられます。

しかし、このように返済期限を明記し、出世払債務とみなされないような対策を講じても、もともと貸し付けの趣旨が開業当初の運転資金で

■優先弁済を受けるための担保権取得

破産手続きとは、債務者が経済的に破綻して、その弁済能力をもつては総債権者に対する債務を完済することができなくなつた場合に、強制的に債務者の全財産を管理・処分して、総債権者に公平に配分することを目的としています。

今回のような貸付金について、破産手続の中で優先的に弁済を受けようとするならば、破産財団に属する特定の財産から優先的かつ個別的に弁済を受けることのできる別除権をもつておくことが有効でしょう。

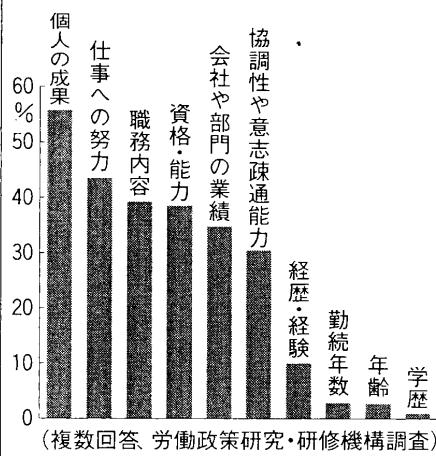
その具体的な方法としては、新会社の所有している不動産に対して（根）抵当権を設定登記することなどが考えられます。

経営コーナー

「役割給」の導入増える 努力や改善活動を反映

基本給の主な構成要素

企業が一般社員の基本給を決める際に重視するようになった要素



春季労使交渉における最大のテーマは賃金といえるでしょう。賃金は基本給や各種手当、賞与などで構成されていますが、企業が基本給を決める際に重視するのはどうなことでしょうか。そこで今回は、賃金の土台となる基本給の主な構成要素について考えてみます。

企業によって導入している基本給の構成要素はさまざまです。まず、「年齢給」は社員の年齢に応じて金額を上げるもので、一般に社員は年齢が重なるにつれ、結婚や出産などで支出も増えていきます。年齢給は社員の生活を安定させる目的から

始まつたとされています。

同じような年功序列型の基本給として「勤続給」もあります。こちらは勤続年数に比例して金額が上がりります。年齢給と勤続給は、年長者になじみやすいといえます。ただ、能力に差があっても同じ年齢・勤続年数ならば同じ金額を支払わなければなりません。若手や能力の高い社員の不満が高まる可能性があります。

日本企業にとって代表的な基本給と位置づけられているのが「職能給」です。これは社員の職務遂行能力をもとに金額を決めるものです。能力を高めると金額が上がるた

め、年齢や勤続年数と異なり、努力次第で収入を増やすことができ、働く意欲の向上に役立ちます。ところが、日本企業の職能給は年功序列的になる傾向があります。その理由として、能力を判断する基準がなかつたり、あいまいだつたりする影響で、年齢や勤続年数をもとに能力を決める傾向が強いと指摘されています。指導・統率能力についても、「部下の指導・育成を積極的にできる能力がある」という基準だけでは抽象的であるため、「部下に年度計画達成の対策を徹底している」などと具体的に示す必要があります。

最初は同じ役割の価値を持つ仕事をあつても、ある社員がより高い業務効率や部門横断の活動をしてけばその価値は大きくなります。価値が大きくなると、役割給も増えます。

「部下の指導・育成を積極的にできる能力がある」という基準だけでは、年齢給や職能給のような社員の属性に応じた基本給と異なるのが「職務給」になります。仕事の難易度や責任によって金額が決まります。同じ価値の仕事に同じ金額を支払う仕組みです。仕事の価値が上がると金額が上がり、価値が下がると金額も下がるという仕組みです。職務給を導入する場合には、職務評価を実施し、それによって定義された職務価値と賃金水準とを対応させる必要が

■職務給と役割給■

年齢給や職能給のような社員の属性に応じた基本給と異なるのが「職務給」になります。仕事の難易度や責任によって金額が決まります。同じ価値の仕事に同じ金額を支払う仕組みです。仕事の価値が上がると金額が上がり、価値が下がると金額も下がるという仕組みです。職務給を

導入する場合には、職務評価を実施し、それによって定義された職務価値と賃金水準とを対応させることによって構築していく必要があります。

年齢給や勤続年数と異なり、努力次第で収入を増やすことができ、働く意欲の向上に役立ちます。ところが、日本企業の職能給は年功序列的になる傾向があります。その理由として、能力を判断する基準がなかつたり、あいまいだつたりする影響で、年齢や勤続年数をもとに能力を決める傾向が強いと指摘されています。指導・統率能力についても、「部下の指導・育成を積極的にできる能力がある」という基準だけでは、年齢給や職能給のような社員の属性に応じた基本給と異なるのが「職務給」になります。仕事の難易度や責任によって金額が決まります。同じ価値の仕事に同じ金額を支払う仕組みです。仕事の価値が上がると金額が上がり、価値が下がると金額も下がるという仕組みです。職務給を

導入する場合には、職務評価を実施し、それによって定義された職務価値と賃金水準とを対応させることによって構築していく必要があります。



情報提供料の取り扱い

会社の売り上げを左右する上で、情報の先取りは重要です。

会社にとつて欲しい情報のひとつに「お客様情報」があります。「新規顧客の紹介に対する謝礼」に対し情報提供料を支払った場合、謝礼という意味合いから、交際費とされるのか気になるところですが、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

一般の方に対する正当な対価

法人税法では、あらかじめ締結された契約に基づいて支払う一定の「情報提供料」は損金の額に算入されます。この損金算入される「情報提供料」とは、情報提供、取引媒介、代理、斡旋等を職業としていない一般の方に対して、事前の契約に基づいて支払われる正当な対価をいいます。

情報提供料に関する事前の契約については、会社と情報提供者の両者が記名捺印するといった正式な契約書の締結まで必要とはしておらず、新聞広告等での告知やチラシの配布でもよいとされています。つまり、紹介する人が、情報提供の結果として正当な対価を受領できる事実を認識していることが必要なのです。

いずれにしても、情報提供料が任意に支払う謝礼的なものと判断されないよう、情報提供内容と正当な対価を明記した告知を事前に行うことが肝要です。

交際費等となる場合

一方、商売上の情報提供の対価であっても、取引先の従業員や役員に対する支払いは交際費として取り扱われます。

このほか、紹介料としての支払いが単なる心付け程度であつたり、不相当に高い金額の支払い、もしくは、支払基準が明確でない場合にも交際費として取り扱われると考えられますので注意が必要です。

70年代から培つた省エネ技術には、個人消費は変化していた。新車販売のピークは1990年であり、ガソリンも2006年から減少に転じている。日本の製紙業界もIT（情報技術）の進展や省資源化などに伴い、国内消費量は04年から減少していると分析。▼少子高齢化で総人口が減り始めた国でモノを売る現場に危機感は強い。しかし、前向きに考えれば

節約型社会への進化

本当に豊かな生活のために必要なものは何か」という意識改革が必要だろう。

加え、バブル景気とその崩壊を経験した日本は、米国より早く大量消費型社会から脱しつつある。▼不況は背後で進む構造変化を隠してしまう。節約型社会への変化を単に景気悪化の縮小均衡とみるか、モノからサービスへの重心移動を伴う「消費の進化」とみるかで企業戦略は大きく変わる。▼節約とはいえば自分にとつての意味を見出せば現代の消費者は対価を払う。「本

書の締結まで必要とはしておらず、「お客様紹介キャンペーん」といった新規顧客の紹介に対する謝礼」に対し情報提供料を支払った場合、謝礼という意味合いから、交際費とされるのか気になるところですが、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

書の締結まで必要とはしておらず、「お客様紹介キャンペーん」といつた新聞広告等での告知やチラシの配布でもよいとされています。つまり、紹介する人が、情報提供の結果として正当な対価を受領できる事実を認識していることが必要なのです。

いずれにしても、情報提供料が任意に支払う謝礼的なものと判断されないよう、情報提供内容と正当な対価を明記した告知を事前に行うことが肝要です。

一方、商売上の情報提供の対価であっても、取引先の従業員や役員に対する支払いは交際費として取り扱われます。

このほか、紹介料としての支払いが単なる心付け程度であつたり、不相当に高い金額の支払い、もしくは、支払基準が明確でない場合にも交際費として取り扱われると考えられますので注意が必要です。

70年代から培つた省エネ技術には、個人消費は変化していた。新車販売のピークは1990年であり、ガソリンも2006年から減少に転じている。日本の製紙業界もIT（情報技術）の進展や省資源化などに伴い、国内消費量は04年から減少していると分析。▼少子高齢化で総人口が減り始めた国でモノを売る現場に危機感は強い。しかし、前向きに考えれば本当に豊かな生活のために必要なものは何か」という意識改革が必要だろう。

加え、バブル景気とその崩壊を経験した日本は、米国より早く大量消費型社会から脱しつつある。▼不況は背後で進む構造変化を隠してしまう。節約型社会への変化を単に景気悪化の縮小均衡とみるか、モノからサービスへの重心移動を伴う「消費の進化」とみるかで企業戦略は大きく変わる。▼節約とはいえば自分にとつての意味を見出せば現代の消費者は対価を払う。「本

★労働災害保険事業開始届 提出期限…4月10日
★健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月30日

4月の税務と労務

一税務一

- ★給与支払報告書に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- ★公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告申告期限…4月30日（道府県及び市町村）
- ★軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- ★2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…4月30日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…4月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ★固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことと公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

一労務一

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…4月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月30日